

(別 添)

日本放送協会から申請があった放送法第20条第
2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更案

新旧対照表

現 行	変更案 (下線部が変更部分)
<p>第2部 2号受信料財源業務</p> <p>1 業務の内容</p> <p>③ ①および②については、①(b)のラジオ第1放送、ラジオ第2放送およびFM放送の放送番組の提供対象地域を日本国内に限るほか、提供対象地域には制限を設けないことを基本とする。</p>	<p>第2部 2号受信料財源業務</p> <p>1 業務の内容</p> <p>③ ①および②については、①(b)のラジオ第1放送、ラジオ第2放送およびFM放送の放送番組の提供対象地域を日本国内に限る <u>(※)</u> ほか、提供対象地域には制限を設けないことを基本とする。</p> <p><u>※ ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として提供を実施する場合に、必要に応じて当該提供の対象地域を国内の一部地域とすることがある。</u></p>
<p><新規></p>	<p>附則</p> <p><u>平成〇年〇月〇日に総務大臣の認可を得て変更した基準については、当該認可の日から施行する。</u></p>